

大口町地域おでかけ支援ドライバー登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大口町地域おでかけ支援事業実施要綱（令和7年大口町告示第102号）第5条第3項に規定する大口町地域おでかけ支援事業（以下「本事業」という。）において活動するドライバーの登録及び活動に関する基本的事項を定めるものとする。

(登録要件)

第2条 ドライバーは次の全てを満たす者とする。

- (1) 普通自動車運転免許を保有し、運転歴3年以上であること
- (2) 年齢75歳以下であること
- (3) 過去に運転免許の取消処分を伴う重大な交通違反や事故がないこと
- (4) 地域活動や移動支援に関心があり、責任を持って取り組めること
- (5) 心身ともに健康で、安全な運転ができること

(登録申請)

第3条 本事業において活動しようとする者は、大口町地域おでかけ支援ドライバー登録申請書（様式第1）に必要書類を添付し、町長に提出しなければならない。登録された内容を変更するときも同様とする。

(登録証の交付等)

第4条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、大口町地域おでかけ支援ドライバー登録証（様式第2。以下「登録証」という。）を交付するとともに、大口町地域おでかけ支援ドライバー登録決定（却下）通知書（様式第3。以下「通知書」という。）により申請者に通知する。また、適当と認めないときは、通知書により申請者に通知する。

2 前項の規定により交付された登録証を紛失したときは、速やかに町長に届け出なければならない。

3 第1項の規定により交付された登録証は、他人に譲渡又は転貸してはならない。

(登録証の有効期限)

第5条 登録証の有効期限は、当該ドライバーの運転免許証の有効期限の日までとする。

2 ドライバーは、運転免許証を更新したときは、その写しを町長に提出しなければならない。

3 前項の提出があったときは、町長は必要な確認を行い、適当と認めた場合は登録証の有効期限を更新する。

(謝礼の支給)

第6条 本事業において活動するドライバーに対しては、次のとおり謝礼を支給する。

(1) 謝礼は、運行1回あたり500円とする。

(2) 運行1回とは、利用者を乗車場所から降車場所まで送迎する片道の行程とする。往復の場合は2回と数える。

(3) 1日に複数回の運行を行った場合は、回数分の謝礼を支給する。

(4) 謝礼は、運行記録簿に基づき、月単位で翌月にまとめて支給する。

(安全管理)

第7条 運行にあたっては次の事項を遵守すること。

(1) 安全を最優先し、交通法令を遵守する。

(2) ドライバーは大口町が指定する交通安全講習等を受講する。

(3) 事故発生時の対応、緊急連絡体制等は町長が定める指示・手順に基づき行う。

(損害賠償等)

第8条 この事業の実施中に発生した事故等により使用車両を破損した場合及びドライバーが負傷した場合は、自動車損害賠償保険、総合賠償補償保険、自治体委託業務等災害補償保険等の範囲で賠償により対応する。

(交通違反等の報告及び取扱)

第9条 ドライバーは、交通法令に違反し又は交通事故による処分等が決定したときは、その状況等を速やかに町長に報告しなければならない。

2 前項による反則金、科料及び罰金は、全額本人負担とする。

(登録抹消の届出)

第10条 ドライバーは第2条の登録要件を満たさなくなったときは、大口町地域おでかけ支援ドライバー登録抹消届（様式第4）に登録証を添えて、町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定によりドライバー登録を抹消したときは、大口町地域おでかけ支援ドライバー登録抹消通知書（様式第5）により、ドライバーに通知する。

（登録の取消し）

第11条 町長は、登録された者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき
- (2) 登録者が虚偽の申請をしたとき
- (3) 登録者から登録の取消しの申し出があったとき
- (4) 第7条に定める遵守事項を守らず、注意を受けても改善が見られないとき
- (5) その他町長が登録に不相当であると判断したとき

2 ドライバーは、前項の規定による登録取消しを受けたときは登録証を返還しなければならない。

（個人情報の取扱い）

第12条 ドライバーは、本事業に関連して収集した個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等に基づき、適切に取り扱い、目的外の使用及び第三者への提供を行ってはならない。

2 ドライバーは、利用者及び他のドライバーの個人情報を、本事業の実施に必要な範囲内でのみ利用するものとする。

（その他必要事項）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。